

学校法人武庫川学院
武庫川女子大学短期大学部
機関別評価結果

令和5年3月10日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

武庫川女子大学短期大学部の概要

設置者	学校法人 武庫川学院
理事長	大河原 量
学 長	瀬口 和義
A L O	山崎 彰
開設年月日	昭和 25 年 4 月 1 日
所在地	兵庫県西宮市池開町 6-46

<令和 4 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
日本語文化学科		100
英語キャリア・コミュニケーション学科		100
幼児教育学科		150
心理・人間関係学科		100
健康・スポーツ学科		80
食生活学科		80
生活造形学科		90
	合計	700

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

武庫川女子大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和5年3月10日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和3年7月9日付で武庫川女子大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

創設者公江喜市郎氏の教育理念「立学の精神」と「学院教育綱領」は、短期大学の建学の精神であり、1年次必修科目「初期演習」で詳しく説明し、学内各所に掲示されている。創立80周年を機に長期ビジョン「MUKOJO Vision 2019→2039」及び行動指針・中期計画「MUKOJO Principles 2019→2039」を策定した。この中で、地域や社会の発展への貢献として学術研究成果の社会還元や産官学共同研究の強化等を目指し、様々な活動を実施している。

教育目的と三つの方針は、ウェブサイト及び冊子「Student Guide-For Academic Studies」に掲載し、学生に周知している。各学科の卒業認定・学位授与の方針において、それぞれの「目指す資質・能力」として「知識・理解」・「技能・表現」・「思考・判断」・「態度・志向性」の4つの観点から学習成果を整理している。令和3年度に「3つのポリシー策定の基本方針」及びアセスメント・ポリシーを策定し、「武庫川女子大学短期大学部内部質保証システム概念図」を作成するなど、内部質保証の強化に取り組んでいる。

各学科は、4つの観点からそれぞれの学習成果を卒業認定・学位授与の方針に示し、カリキュラムツリー、カリキュラムマップ、シラバスで、各科目と学習成果との関連を明記している。共通教育科目では、併設大学が開設する多数の科目が履修可能であり、職業教育として全学必修科目「初期演習Ⅰ」や「キャリアデザイン科目群」で、社会的・職業的自立に必要な知識やスキル等を育むことを目指している。毎学期に授業評価アンケート、卒業時に卒業時アンケートを実施して、学習成果の測定や授業改善に活用している。

クラス担任制を活用して学修・生活支援をきめ細かく行うほか、学生サポート室、学生相談センター、健康サポートセンター等の多数の部署が、学生を心身両側面から支援する体制を整えている。学生の意見や要望を聴取する場として「幹事懇談会」を設け、教員と学生の意志疎通を図っている。進路については、就職はキャリアセンター及び学校教育センター、留学は国際センターが支援し、併設大学が短期大学の各学科と同系列の5学部において編入学希望者を多数受け入れており、クラス担任をはじめ各学科で編入学支援を行っている。

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づき編制され、専任教員の職位、採用と昇任等は規程に従って選考している。FD 推進委員会が中心となり、各種の FD 活動をオンライン等で実施している。事務組織は学校法人と併設大学、短期大学を一元化した、効率的かつ柔軟な組織体制を構築している。「人事評価制度ハンドブック」に基づき人事評価を行い、SD 活動として新規採用者を対象とする「Rising 3」をはじめ階層別の研修を実施している。

アクティブ・ラーニング・スタジオ等の双方向授業の積極的な導入と環境整備を進め、附属図書館は、多彩なメディアを利用できる学習環境となっている。「スマートキャンパス計画」に基づいて、ICT 環境を整備し、「ICT ヘルプデスク」を常設している。

財務状況について、短期大学部門の経常収支は 3 年間支出超過であるが、学校法人全体では収入超過となっている。

理事長は、学校法人を代表し学院長を兼任し、学校法人傘下の各学校の校務を統括している。寄附行為に基づき、理事会は事業計画、予算、諸規程の整備や中期的な事業計画等を審議し、学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。学長は「武庫川女子大学学長選考規程」に基づき選出され、短期大学の向上・充実にリーダーシップを発揮している。「評議会」は、教学・運営の諸事項を審議している教授会と機能を分担し、短期大学全体の重要事項を審議している。

監事は、理事会と評議員会に出席して適切にその役割を果たしている。評議員会は、理事定数の 2 倍を超える評議員をもって組織され、適切にその役割を果たし、理事長を含め役員との諮問機関として運営されている。学校教育法施行規則に定められた教育情報や、学校法人の情報をウェブサイト及び「CAMPUS GUIDE」に適切に公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実に資する観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準 I 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 教育理念「立学の精神」と「学院教育綱領」の一層の実現に向け、学院創立 80 周年を機に 100 周年を見据えてスタートさせたプロジェクト「MUKOJO ACTION」において学校法人の長期ビジョン「MUKOJO Vision 2019→2039」を定め、その行動指針・中期計画として「MUKOJO Principles 2019→2039」を策定し、これらに基づく具体的な施策を取り入れて毎年度の事業計画や予算編成を行っている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 1年次の必修科目「初期演習Ⅰ」では、社会人基礎力の涵養を基本コンセプトとして、短期大学全体の観点から初年次教育に必要な内容を網羅しており、学生相互の人間関係づくりとともに、キャリアセンターと連携した「自己発見診断テスト」による自己理解や課外プログラム「わたしプロデュース！」の取組みなど、学生自身が1年次からキャリアデザインを考えられる科目となっている。

[テーマ B 学生支援]

- 健康サポートセンター・学生相談センター・学生サポート室では、それぞれ医師、専門スタッフやコーディネーター等を配置して、不安や悩みを抱える学生の個別相談に応じるほか、キャリアセンターでは、各学科担当のキャリアカウンセラー等を配置して進路支援を行うなど、学生生活全般にわたる手厚い学生支援体制を整備している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 新任教員を対象とした「新任教員研修プログラム」では、前期授業期間に十数回、数人のグループごとに講義とグループワークを実施し、教育の最新動向や教育課程、授業の設計・方法・評価等を系統的に学びながら教育の質の向上を図っている。
- 新任職員を対象とした新任職員育成制度「Rising 3」は、入職3年間のきめ細かな各種研修を通じて大学職員の職能成長を図るプログラムであり、共通教育科目の1年次対象科目である「初年次ゼミ（学び発見ゼミ）」に参加して授業進行の補助等を体験するなど、教職連携の視点でも幅広い視野と専門性を高めている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 短期大学全体の収容定員充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

創設者公江喜市郎氏の教育理念「立学の精神」と「学院教育綱領」は、短期大学の建学の精神であり、全学科の1年次必修科目「初期演習」で詳しく説明し、学内各所に掲示されている。学院創立80周年の平成31年に、その先の100周年を見据え、プロジェクト「MUKOJO ACTION」をスタートさせ、長期ビジョン「MUKOJO Vision 2019→2039」及び行動指針・中期計画「MUKOJO Principles 2019→2039」を策定した。この中で、地域や社会の発展への貢献として学術研究成果の社会還元や産官学共同研究の強化等を目指している。学院創立70周年の戦略テーマを受けて、教育・研究面に関する社会連携に特化することを目的に設立された「教育研究社会連携推進室」では、公開講座や生涯学習事業等を併設大学と併せ一元的に企画・運営し、また、地元の自治体をはじめ多くの包括連携協定を締結し多様な事業を展開している。

短期大学及び各学科の教育目的は、「立学の精神」及び「学院教育綱領」とともにウェブサイト及び冊子「Student Guide-For Academic Studies」に掲載し、学生に周知している。卒業認定・学位授与の方針は、「知識・理解」・「技能・表現」・「思考・判断」・「態度・志向性」の4つの観点から各学科がそれぞれ「目指す資質・能力」を整理し、これらを学習成果としている。令和3年度に教学マネジメント委員会が「3つのポリシー策定の基本方針」を定め、各学科の教育課程編成時には、三つの方針からカリキュラムマップとカリキュラムツリーを点検することを義務付けている。なお、三つの方針の関連付けについては、学科間の表記を含め、「3つのポリシー策定の基本方針」を十分反映させたものとなるよう、検討が望まれる。新任教員研修では、所属学科を問わず三つの方針を確認し、学生には、新入生オリエンテーションや「初期演習」等で三つの方針を説明している。

自己点検・評価活動では、全学的な組織「自己評価委員会」の下に、「学科自己評価委員会」を設置している。各学科で毎年度の自己点検・評価を「自己点検・評価シート」に基づき行い、「学科自己評価委員会」の審議を経て「自己評価委員会」がその結果をまとめ、その一部が各学科の評価結果として公表されている。「武庫川女子大学短期大学部内部質保証システム概念図」を作成し、内部質保証推進組織の教学マネジメント委員会が自己点検・評価結果を踏まえて改善・改革事項を各学科に指示しているほか、「教育改革推進委員会」が短期大学の教育活動の改善事項を検討している。令和3年度に、共通の指標に基づく学習成果の測定の在り方を改めて検討し、短期大学のアセスメント・ポリシーを策定し

た。これを受け、各学科独自の学習成果の検証方法を調査し、適切な測定・評価方法の再検討を進めている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

三つの方針は、教授会で審議し短期大学全体に係る重要事項を審議する「評議会」で決定し、ウェブサイトで公表している。短期大学の卒業認定・学位授与の方針に基づき、各学科は身に付けるべき能力・資質を4つの観点から示した卒業認定・学位授与の方針を策定している。教育課程編成・実施の方針は、教育課程の授業科目区分を通して学習者が身に付ける知識・技能等について明示している。各学科の教育課程は、「共通教育科目」、「基礎教育科目」、「専門教育科目」から編成され、科目相互の体系・関連性が視覚的にイメージできるようカリキュラムツリー、カリキュラムマップを示し、さらにシラバスを含め、各科目と学習成果との関連を明記している。

教養教育を「共通教育科目」として設定し、また、科目互換協定により併設大学に開設された多数の科目を短期大学の学生が履修しており、幅広く教養を学ぶ体制となっている。職業教育は、社会人基礎力の涵養を意図した初年次教育としての全学必修科目「初期演習Ⅰ」や、共通教育科目の「キャリアデザイン科目群」等で、社会的・職業的自立に必要な知識やスキル等を育むことを目指している。

入学者受入れの方針はウェブサイトで広く周知し、学生募集要項で一覧表にまとめ公表している。「武庫川女子大学短期大学部入学者選抜規程」に基づき、各学科の専門性や養成する人材像に応じて、透明性のある公正な入学者選抜試験を実施している。

2年間の教育課程で学習成果の獲得を目指すよう、体系的で分かりやすいカリキュラムマップを作成している。シラバスには、各科目の学習成果や成績評価基準等が適切に示されている。毎学期に授業評価アンケートを、卒業時には学生による意見や要望を把握するための卒業時アンケートを実施して、学習成果の測定や授業改善に活用している。

新入生ガイダンスや「Student Guide-For Academic Studies」を通じて入学者に必要な情報を提供し、クラス担任制を活用して学修・生活支援をきめ細かく行っている。入学前及び入学後のリメディアル教育を行い、CAP制の運用では成績上位者に履修単位数の上限を配慮している。なお、CAP制は全ての学科に導入され、年間及び学期ごとに履修登録できる単位数の上限については、武庫川女子大学短期大学部履修規程及び履修便覧に示して運用しているが、CAP制に関する学則上の規定がないことから、学則にその根拠となる規定を設けることが望まれる。

卒業生が就職した企業等への組織的なアンケート調査や聴き取り調査等は、学習成果の検証方法として再検討し、卒業後評価の取組みとして実施することが望まれる。

教務部、学生部、学生相談センター、健康サポートセンター等の多数の部署が学生を心身両側面から支援する体制を整えている。

学生の意見や要望を聴取する場として「幹事懇談会」を設け、学科教員とクラス代表の幹事が学内・学科内における諸問題について話し合い、教員と学生の意志疎通を図っている。学友会は複数の委員会を組織し、学生がクラブ活動等で主体的に活動する場を提供している。様々な商業施設を学内で利用できるほか、多数の学生寮が用意され、学生生活の

利便性の向上を図っている。また、学生部内に設置されている学生サポート室が障がい者等へのきめ細かな支援を行っている。

進路支援を担当する部署として、一般就職と公務員就職はキャリアセンター、幼稚園教員と保育士就職は学校教育センター、留学は国際センターが支援している。卒業時の就職状況を各学科とキャリアセンターが連携して把握・分析し、その結果を就職支援に活用している。また、編入学は、併設大学が短期大学の各学科と同系列の5学部において編入学希望者を多数受け入れており、クラス担任をはじめ各学科で編入学支援を行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は短期大学設置基準を満たしており、学科ごとの教育課程編成・実施の方針に沿って、専任教員を配置している。教員の採用・昇任は「武庫川女子大学・武庫川女子大学短期大学部教育職員及び教務職員選考規程」等に基づき適切に行われている。専任教員の教育研究活動や研究業績等は、短期大学のウェブサイトで公開している。「FD推進委員会規程」に基づき、FD推進委員会が中心となり、各種のFD活動をオンライン等で実施しており、それにより授業や教育方法の改善を図っている。

事務組織は「武庫川学院の事務組織に関する規則」等の諸規程を整備し、学校法人と併設大学、短期大学を一元化した、効率的かつ柔軟な組織体制を構築している。専門的な知識及び技能を有する事務職員の配置と育成に努め、「人事評価制度ハンドブック」に基づき人事評価を行っている。SD活動として階層別の研修を実施し、新規採用者を対象に「Rising 3」と称する研修を行っている。教職員の就業は、「武庫川学院職員就業規則」等を整備し、規則の改定も広報紙「武庫川学院報」に掲載するなど教職員に周知している。

校地、校舎の面積は、短期大学設置基準を充足し、障がい者への対応は年次計画の下で整備を進めている。学びのスタイル等に応じて机や椅子を自由に配置できる「アクティブ・ラーニング・スタジオ」を設けるなど双方向授業の積極的な導入と環境整備を進めている。附属図書館は、ラーニング・コモンズや車椅子に配慮したカウンターやブースを設置し、多彩なメディアを利用できる学習環境となっている。

「武庫川学院固定資産及び物品管理規程」等により施設設備、物品を適切に管理している。火災・地震、防犯対策に関する諸規程を整備している。情報セキュリティ対策は、コンピュータ・サーバ等のウイルス対策をはじめ、様々な対策を講じている。「武庫川女子大学環境宣言」を具現化する環境にやさしいキャンパスづくりを推進し、省エネルギー・省資源対策にも取り組んでいる。

技術的資源は、「スマートキャンパス計画」に基づいて、情報機器の授業での活用を促進する様々な新しい技術を取り込み、整備している。「ICTヘルプデスク」を常設するなどICTを効果的・効率的に用いた学習を推進する支援体制を整備している。

財務状況について、短期大学部門の経常収支は、過去3年間支出超過であるが、学校法人全体は収入超過となっている。ただし、短期大学全体の収容定員充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、「学校法人武庫川学院寄附行為」で学校法人を代表し学院長を兼任し、教育理念である「立学の精神」に基づき、学校法人傘下の各学校の校務を統括しリーダーシップを発揮している。寄附行為に基づき、理事会は年 9 回程度開催されるほか常任理事会を毎週開催している。理事会は、事業計画、予算、諸規程の整備や中期的な事業計画等を審議・策定し、学校法人の意思決定機関として運営されている。

学長は「武庫川女子大学学長選考規程」に基づき、「立学の精神」に基づく学風を尊重し、学識に優れ、かつ、教学に関し識見と熱意を有する者が選出され、短期大学の向上・充実に向けてリーダーシップを発揮している。教授会は学長が議長となり、入学・休退学・卒業等の議案を審議し、最終的には学長が「教授会」の意見を聴き決定している。また、「評議会」は短期大学全体の重要事項を審議しており、教学・運営の諸事項を審議する教授会と機能を分担し運営されている。

寄附行為に監事の職務を定め、監事は学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、理事及び関係教職員から意見を聴取し監査を行っている。監事は理事会及び評議員会に出席し、また、毎週開催の常任理事会にも 1 人が出席して意見を述べ、業務を遂行している。会計監査人と連携し、毎月期中監査時に情報交換して監査の有効性や効率性を高め、相互の連携を図り監査の実効性を担保している。監査報告書は毎会計年度作成され、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は寄附行為に基づき理事定数の 2 倍を超える評議員をもって組織されている。評議員会は、理事長の招集により評議員総数の過半数の出席をもって開催され、適切にその役割を果たし、理事長を含め役員との諮問機関として運営されている。

学校教育法施行規則に定められた教育情報についてウェブサイト及び「CAMPUS GUIDE」で公表するとともに、私立学校法に定める財務情報を含め学校法人の情報をウェブサイトで適切に公開・公表している。